

鹿児島県における海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第138条第1項の規定により、知事が海区漁業調整委員会の委員(以下「委員」という。)を任命するための手続に関し、法及び漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁業者・漁業従事者委員 法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者をいう。
- (2) 学識経験委員 法第138条第7項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者をいう。
- (3) 中立委員 法第138条第7項に規定する海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者をいう。

(推薦の求め及び募集の方法)

第3条 法第139条第1項の規定による推薦の求め及び募集は、次の方法によるものとする。

- (1) 個人推薦 個人による推薦
- (2) 団体推薦 団体による推薦
- (3) 一般募集 委員になろうとする者の応募

(推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格)

第4条 法第139条第1項の規定により推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員就任予定日において、法第138条第4項各号のいずれにも該当しないものとする。

(推薦手続)

第5条 第3条第1号及び第2号の規定により推薦しようとする者は、次の手続を経るものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する個人推薦に当たっては、3人以上が連名し、代表者が別に定める様式により推薦書を知事に提出するものとする。
- (2) 第3条第2号に規定する団体推薦に当たっては、団体の代表者が別に定める様式により推薦書を知事に提出するものとする。

(応募手続)

第6条 第3条第3号の規定により応募しようとする者は、別に定める様式により応募申込書を知事に提出するものとする。

(推薦の求め及び募集の周知)

第7条 法第139条第1項の規定による委員の推薦の求め及び募集に当たっては、次の方法により周知に努めるものとする。

- (1) 県のホームページへの掲載
- (2) その他知事が適当と認める方法

(推薦の求め及び募集の期間)

第8条 推薦の求め及び募集の期間は、概ね1か月とする。

2 前項に定める期間は、知事が必要と認めるときは、これを延長することができる。

(委員候補者の評価)

第9条 知事は、推薦を受けた者及び募集に応募した者(以下「委員候補者」という。)について、鹿児島県海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し、評価の意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、委員候補者を評価し、その結果を知事に報告するものとする。

(委員の選任)

第10条 知事は、評価委員会の意見の報告を受け、委員に任命する予定の者を決定の上、当該者について、県議会の同意を得て委員に任命するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。ただし、令和2年11月30日までの間は、「漁業法」とあるのは「漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)による改正後の新漁業法」と読み替えるものとする。